

第8日

令和5年12月8日（金）

午前11時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案の上程を行います。市長提案理由説明書（2）をお開きください。

本日、市長から議案1件の送付を受けましたので、これを上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には、連日の御審議、誠にありがとうございます。

本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明させていただきます。

第105号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

議案書をお開きください。まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第17号専決処分の報告について（市道上の事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第18号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。12番中島議員。

○12番（中島秀樹君） 再発防止についてお尋ねいたします。交通事故、軽微な事故だと

思っているんですが、ハインリッヒの法則というのがあります。1対29対300——1件の重大事故の後ろには29件の軽微な事故、そして300件のヒヤリハットがあるというふうになっております。重大事故が起こるのではないかと危惧をしております。

副市長、総務部長、300件のヒヤリハット、これはちゃんと把握していらっしゃいますでしょうか。これの把握ができていないと必ず1件の大きな重大事故に結びつくと考えております。いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 交通事故の報告につきましては、公務上の事故、それから私生活上の事故も含めて全て報告させるようにしております。また、過失の割合を問わず報告させるようにして、その中で問題点があるようなものについては、職員への周知を図って再発をしないようにということをさせていただいております。

○議長（小島清人君） 12番中島議員。

○12番（中島秀樹君） 私が申し上げたいのは、交通事故が起きてしまったからの報告——これはもうある意味当然だと思っているんですが、ヒヤリハットを把握しておかないと重大事故に結びつきますよということなんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 交通事故に限らず不適切な事務に該当しそうなものについては報告を上げてもらって、それで内容によっては相手方とか個人情報伏せた上でですけども、職員への周知を図ってそういう事故、それから不適切な事務が起こらないような周知をしているところでございます。

○議長（小島清人君） 12番中島議員。

○12番（中島秀樹君） ぜひとも徹底のほうをお願いいたします。

ヒヤリハットが300件あったら1件の大きな重大事故に結びつくというのは、これは経験則に基づくことですので——なぜか分からないけれど、そういうふうになっているという経験則ですので、重大事故が起きるんじゃないかというふうに危惧しております。どうぞ徹底のほうをよろしくお願いします。

○議長（小島清人君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第19号専決処分の報告について（市道上の事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第20号専決処分の報告について（物損事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第90号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。質疑はありますか。2番石井議員。

○2番(石井清治君) 今回、第7号の補正予算の中で、補正予算書の21ページ、概要の中では④で、7款商工費、あさくら誘客プロモーション事業費ということで276万円の補正が組まれております。財源については、恐らく県支出金という形の中で、観光振興交付金の276万円が充てられるということで予算書のほうから見受けられますが、現時点でこの誘客プロモーション事業の内容等が分かるのであれば教えていただきたいと思っております。お願いします。

○議長(小島清人君) 農林商工部長。

○農林商工部長(上村一成君) お答えいたします。

今回計上しております補正予算につきましては、令和5年梅雨前線豪雨災害で被災した市内宿泊施設の支援を目的としたものでございます。

内容といたしまして、被害が大きかった市内宿泊施設3か所でトークショーを開催いたします。トークショーにつきましては、福岡県などで活躍する芸能人に依頼いたしまして、テーマとして、朝倉市の名所や歴史、今回の災害、地域の子どもたちからの質問を題材といたしまして、ユーモアあふれた明るいものを想定しているところでございます。

具体には、トークショーにつきましては、2月に2回、3月に1回を予定しております。被災した施設でトークショーを行うことで宿泊施設がしっかりと復興していることを発信し、風評被害を払拭したいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長(小島清人君) 2番石井議員。

○2番(石井清治君) 早速、年度内に風評被害に伴う対応をしていただく予算計上をありがとうございます。

続けて、もう1点。恐らく概要のほうに今度は8款の土木費、予算書のほうは21ページで浸水対策事業費ということで、建設課のほうで500万円相当の補正が計上されております。概要の中では、もう読んで分かるかと思いますが、原鶴調整池ポンプ取替及び水位計設置に要する費用ということで記載がありますが、恐らくかねてより懸案であった泰泉閣裏の調整池のことということで認識をしておりますが、もう少し詳細が分かれば教えていただくと助かります。お願いします。

○議長(小島清人君) 建設課長。

○建設課長(吉岡利憲君) お答えいたします。

まず、1点目、ポンプの取替えにつきまして説明いたします。原鶴分水路横にあります

原鶴排水樋管、これが分水路が洪水時に水位が上昇した場合に樋管が閉じられてしまいます。その場合に強制排水する常設ポンプが今2基設置されてありますが、この常設ポンプを今年の出水期後に定期点検をしたときにやはりちょっと1台に不具合が見つかりまして、この更新ということで今回の補正予算を上げさせていただいております。これは次期出水期に間に合わせるためということでございます。

もう1点、危機管理型水位計の設置を考えております。これは原鶴調整池、これも洪水時に水がたまる雨水の調整池ですけれども、これが今まで視覚的には現地で見るとは分からないような状況でした。これをネットといいますか、市役所においても見られると。そういったものを整備することで次期出水期に迅速に洪水時に対応できるための方策ということで、今回、補正予算ということで上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 早速、浸水対策に向けての予算計上をありがとうございました。業務が多忙の中でございましょうけれど、年度末に向けましてよろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第91号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第92号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第93号議案令和5年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第94号議案令和5年度朝倉市簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第95号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第96号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第97号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第98号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第99号議案財産の取得についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第100号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第101号議案指定管理者の指定について（甘木B&G海洋センター）を議題といたします。質疑はありませんか。3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今回のこの指定管理者に有限会社ヴァスカさんが今度になりましたけれど、こちらの会社の概要を教えてくださいませんか。

○議長（小島清人君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（吉武孝礼君） 有限会社ヴァスカでございますけれども、朝倉市一木92番地2に所在します。代表取締役、古賀博隆でございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ネットでどういう会社かなと思って調べてみたら、会社概要が全然載ってなかったんです。市のほうとしては、どういう会社かというのを把握して、こちらの指定管理者の指定をなされたかということをお聞きしたかったんです。代表取締役の名前だけではなくて会社の中身の概要ですけど、その辺の把握はなさっていらっしゃらないということでしょうか。

○議長（小島清人君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（吉武孝礼君） 現在、県内の各B&G海洋センターは幾つかございますけれども、そちらにおいても業務管理を行って、現在管理を行っている会社でございまして、この甘木B&G海洋センターにおいても今年度末まで指定管理を行っている会社でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） では、基本的にこういうB&G海洋センターの管理をする会社ということで当初設立されたような会社というふうに思っよろしいということですね。

○議長（小島清人君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（吉武孝礼君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（小島清人君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第102号議案指定管理者の指定について（学童保育所）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第103号議案字の区域の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第104号議案久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、議案書（2）をお開きください。よろしいでしょうか。

次に、第105号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。委員会付託表をお開きください。よろしいでしょうか。

付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第90号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、18日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時32分散会